

# 公立大学法人首都大学東京大学等発ベンチャー支援に関する規程

平成 24 年度法人規程第 2 号

制定 平成 24 年 12 月 28 日

## (目的)

**第 1 条** この規程は、公立大学法人首都大学東京（以下「法人」という。）が運営する首都大学東京、産業技術大学院大学及び東京都立産業技術高等専門学校におけるベンチャー企業（以下「大学等発ベンチャー」という。）の適正な支援を図るために必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

**第 2 条** この規程において、「大学等発ベンチャー」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 法人又は法人の教職員等（法人の教員及び職員（客員教員、非常勤教職員を含む。）をいう。以下同じ。）若しくは学生等（学生、大学院生、専攻科生、研究生、研究員その他法人において教育・研究に携わる者をいう。以下同じ。）が所有する知的財産権をもとに起業したもの
- (2) 法人で達成された研究成果又は習得した技術等に基づいて起業したもの
- (3) 法人の教職員等又は学生等がベンチャー企業の実立者となる、若しくはその設立に深く関与するなどして起業したもの
- (4) 法人の教職員等又は学生等であった者が、退職、卒業又は修了の後、原則として 1 年以内にベンチャー企業の実立者となる、若しくはその設立に深く関与するなどして起業したもの

## (支援内容)

**第 3 条** 法人は、次に掲げるもののうち、大学等発ベンチャーの事業目的、法人への貢献内容等に応じて、必要と認める支援を行うものとする。

- (1) 大学等発ベンチャーの称号を使用すること。

なお、称号は「公立大学法人首都大学東京発ベンチャー」、「首都大学東京発ベンチャー」、「産業技術大学院大学発ベンチャー」又は「東京都立産業技術高等専門学校発ベンチャー」のうち、いずれか適当なものを使用できるものとする。

- (2) 法人の施設・設備を使用すること。
- (3) 法人の施設を使用する場合において、その期間中のみ、登記の住所を当該施設の住所とすること。
- (4) 法人が所有する知的財産権、ノウハウ等の使用に関する優遇措置を受けること。
- (5) その他産学公連携センター長（以下「センター長」という。）が必要と認めること。

2 前項第 1 号の大学等発ベンチャーの称号を使用したことによって生じた損失及び損害について、法人は、いかなる法的責任も負わないものとする。

## (支援の条件)

**第 4 条** 大学等発ベンチャーの支援を受けようとするものは、次の各号のいずれにも該当しなければならない。

- (1) 第 2 条に規定する大学等発ベンチャーの定義に該当していること。

- (2) 事業内容等が公序良俗に反しないこと。
- (3) 法人に対する名誉棄損、誹謗中傷、業務妨害等のおそれがないこと。
- (4) 法人の教職員等が起業したものにあつては、公立大学法人首都大学東京教職員の兼業等に関する規則（平成17年度法人規則第23号）、その他関係規程等に定める所要の手續、許可等が適正になされていること。

#### (支援期間)

**第5条** 大学等発ベンチャーへの支援期間は、3年を超えない範囲でセンター長が必要と認める期間とする。ただし、再申請を妨げない。

#### (支援の申請)

**第6条** 第3条第1項各号に掲げる支援を受けようとする場合は、センター長に大学等発ベンチャー支援申請書（別記第1号様式）を提出しなければならない。

#### (ベンチャー支援審査会)

**第7条** 大学等発ベンチャーへの支援の可否を審議する機関として、ベンチャー支援審査会（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 産学公連携センター 副センター長
- (3) 産学公連携センター 事務長
- (4) センター長が指名する首都大学東京、産業技術大学院大学及び東京都立産業技術高等専門学校所属の知的財産委員会委員 各1名
- (5) センター長が指名する知的財産マネージャー 1名
- (6) センター長が指名する産学公連携コーディネーター 1名
- (7) その他センター長が指名する者 若干名

3 審査会の運営等に関して必要な事項は、別に定める。

#### (支援の決定)

**第8条** センター長は、第6条の申請があつたときは、審査会の議を経て、支援の可否を決定するものとする。

#### (決定の通知)

**第9条** センター長は大学等発ベンチャーへの支援の可否を決定したときは、大学等発ベンチャーへの支援の決定通知（別記第2の1号様式）又は大学等発ベンチャーへの不支援の通知（別記第2の2号様式）により、申請者に通知するものとする。

2 センター長は、前項の通知を行ったときには、法人内の関係部署にその決定内容を報告するものとする。

#### (支援に附帯する手續)

**第10条** 第9条第1項の規定に基づき支援内容の通知を受けた者は、速やかに法人の関係規程等に従い、必要な手續を執らなければならない。

**(事業報告等)**

**第11条** 大学等発ベンチャーの代表者は、毎年度、大学等発ベンチャーの事業報告について（別記第3号様式）により、事業報告書及び収支決算書をセンター長に提出しなければならない。

2 大学等発ベンチャーは、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、速やかにその旨をセンター長に報告しなければならない。

- (1) 会社法（平成17年法律第86号）に定める解散
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）に定める破産宣告
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に定める再生手続き
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に定める更生手続き
- (5) 不正競争防止法（平成5年法律第47号）第21条及び第22条に定める罰則が、裁判によって確定した場合

**(支援の決定の取消し)**

**第12条** センター長は、大学等発ベンチャーが次の各号のいずれかに該当する場合は支援の決定を取り消すことができる。

- (1) 第2条に規定する大学等発ベンチャーの定義から著しく逸脱した場合
- (2) 社会的信用を失墜する行為を行った場合
- (3) 企業活動の実態がなくなった場合
- (4) 大学等発ベンチャーから支援の取消しの申出があった場合
- (5) 前条第1項の事業報告を拒否した場合
- (6) その他大学等発ベンチャーとして支援を継続することが適当でないとセンター長が認めた場合

**(事務)**

**第13条** 大学等発ベンチャー支援に関する事務は、産学公連携センターが行う。

**(運営)**

**第14条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、センター長が別に定める。

**附 則**（平成24年12月28日24法人規程第2号）

（施行期日）

1 この規程は、平成25年1月1日から施行する。

（大学発ベンチャー支援に関する取扱要領の廃止）

2 この規程の制定に伴い、大学発ベンチャー支援に関する取扱要領（平成19年度産学公要領第1号）は廃止する。

大学等発ベンチャー支援申請書

平成 年 月 日

公立大学法人首都大学東京

産学公連携センター長 様

申請者 氏名 \_\_\_\_\_  
住所〒 \_\_\_\_\_  
電話 \_\_\_\_\_  
FAX \_\_\_\_\_  
Email \_\_\_\_\_

関与教員 所属 \_\_\_\_\_  
職・氏名 \_\_\_\_\_

1 希望する支援の内容

(1) 大学等発ベンチャー称号の使用

なお、称号は「公立大学法人首都大学東京発ベンチャー」、「首都大学東京発ベンチャー」、「産業技術大学院大学発ベンチャー」及び「東京都立産業技術高等専門学校発ベンチャー」のうちいずれか適当なものを使用できるものとします。

使用を希望する称号（ \_\_\_\_\_ 発ベンチャー ）

(2) 法人施設・設備の使用

具体的な希望をご記入ください。（ \_\_\_\_\_ ）

(3) 法人施設を使用する場合において、その期間中のみ、登記の住所を当該施設の住所とすること

(4) 法人の所有する知的財産権、ノウハウ等の使用に関する優遇措置

具体的な希望をご記入ください。（ \_\_\_\_\_ ）

(5) その他の希望

（ \_\_\_\_\_ ）

◎審査の結果、希望に沿えない場合もありますので、ご承知おきください。

◎大学等発ベンチャーの称号を使用したことによって生じた損失及び損害について、法人は、いかなる法的責任も負わないものとします。

2 支援希望期間

平成 年 月 日から平成 年 月 日まで

3 共同研究者等（役職予定者・出資金額等。申請者を含む。）

氏名	住所	役職名・出資金額

4 事業の目的及び本学への貢献内容

---



---



---



---

5 支援希望の理由・動機

---



---



---



---

6 研究・開発等のテーマ及び概要

テーマ 

---

概要 

---

---



---



---



---

7 事業化計画・スケジュール（創業準備を含む。）

期間（年月～年月）	研究等の実施内容及び方法	備 考

8 当初出資金総額・事業黒字化予定時期

当初出資金総額 \_\_\_\_\_ 円

事業黒字化目標時期 \_\_\_\_\_ 平成 年 月 日（第 期）決算 \_\_\_\_\_

第2の1号様式

大学等発ベンチャーへの支援の決定通知

平成 年 月 日

様

公立大学法人首都大学東京  
産学公連携センター長

印

平成 年 月 日付けで申請のあった大学等発ベンチャー支援については、下記のとおり支援することとしたので通知します。

記

1 決定した支援内容

2 支援期間

平成 年 月 日 から 平成 年 月 日 まで

3 その他

支援の取消しその他支援に関する条件は、公立大学法人首都大学東京大学等発ベンチャー支援に関する規程（平成24年度法人規程第2号）に記載のとおりとする。

第2の2号様式

大学等発ベンチャーへの不支援の通知

平成 年 月 日

様

公立大学法人首都大学東京  
産学公連携センター長

印

平成 年 月 日付けで申請のあった大学等発ベンチャー支援については、申請内容を慎重に審議した結果、下記の理由により支援しないこととしたので通知します。

記

(理由)



第3号様式

大学等発ベンチャーの事業報告について

平成 年 月 日

公立大学法人首都大学東京  
産学公連携センター長 様

申請者 氏名 \_\_\_\_\_  
住所 〒 \_\_\_\_\_  
電話 \_\_\_\_\_  
FAX \_\_\_\_\_  
Email \_\_\_\_\_

公立大学法人首都大学東京大学等発ベンチャー規程第11条第1項の規定により、下記のとおり事業報告をいたします。

記

提出書類

- ・事業報告書
- ・収支決算書
- ・その他 ( )

※事業報告書及び収支決算書については必ずご提出ください。